

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年9月15日

担当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部安全課 安全課長 佐藤 浩一 主任安全専門官 納 裕美 電話：011-709-2311（内線 3551）
----	---

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

～運動取組期間 10月1日～12月31日まで～

北海道労働局（局長 友藤 智朗）では、例年建設工事追い込み期に当たる10月から12月に死亡災害が多発する傾向にあることから、三大災害（墜落・転落、建設機械、崩壊・倒壊）、交通労働災害、急性中毒、火災の防止を重点事項として、以下のとおり「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

また、特に10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止運動の活性化を図ります。

1 取組期間

令和5年10月1日～12月31日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協賛者（順不同）

- ・ 建設工事発注機関連絡協議会
- ・ 建設業労働災害防止協会北海道支部
- ・ 一般社団法人北海道建設業協会
- ・ 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- ・ 建設産業専門団体北海道地区連合会
- ・ 一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- ・ 職業訓練法人札幌市建築業組合
- ・ 一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会
- ・ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
- ・ 一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部
- ・ 一般社団法人北海道舗装事業協会

4 実施事項

別紙「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」のとおり取組を展開します。

【参考資料】

- 1 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- 2 建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)
- 3 安全宣言(例)
- 4 「懸垂幕(看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和5年10月1日～12月31日)

参考資料1

Safety First! 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社名
代表者
現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は前年同期に比べ7人減少の3人、死傷者数については前年同期に比べ21人増加の503人となっています。このように、本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、例年追い込み期に当たる10月から12月に死傷労働災害は増加する傾向にあります。また、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間: 令和5年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主 唱 者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
- 3 協 賛 者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
- 4 実 施 者: 建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機災害防止対策

- ア 車両系建設機械
 - (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - (イ) 立入禁止区域の明確化
 - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
 - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
 - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - (イ) 過負荷の制限
 - (ウ) アウトリガーの最大張出
 - (エ) 適正な玉掛用具の使用
 - (オ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
 - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - (イ) 作業開始前の地山の点検
 - (ウ) 作業主任者の直接指揮
 - (エ) 作業手順に基づく安全作業
 - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
 - (ア) 作業計画の作成
 - (イ) 作業手順の確立
 - (ウ) 避難場所の確保
 - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - (イ) 交通誘導者の配置
 - (ウ) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
 - (ア) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
 - (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
 - (ア) 換気装置の使用
 - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
 - (ウ) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
 - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
 - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (エ) 安全衛生教育の実施
 - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

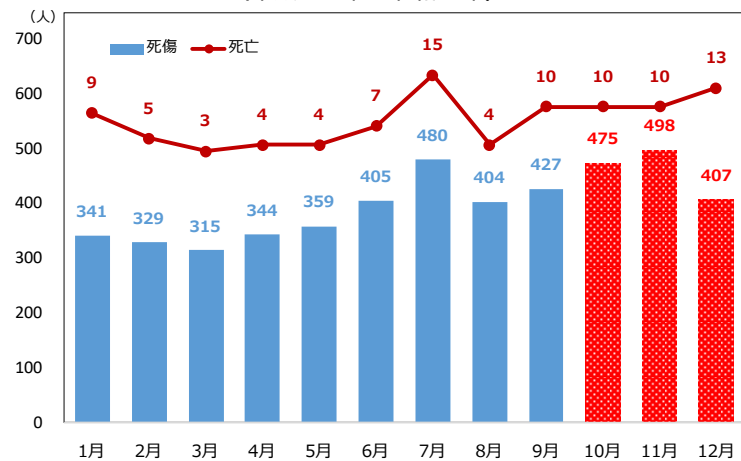
- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動

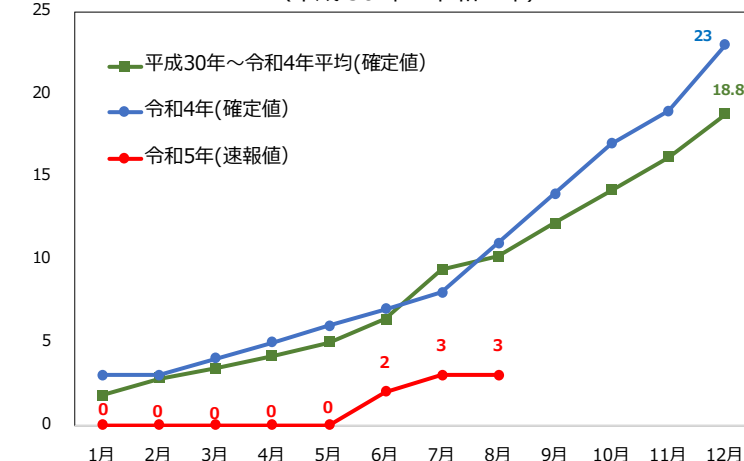
令和5年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）

STOP! 労働災害 リスクアセスメントを実施しよう!

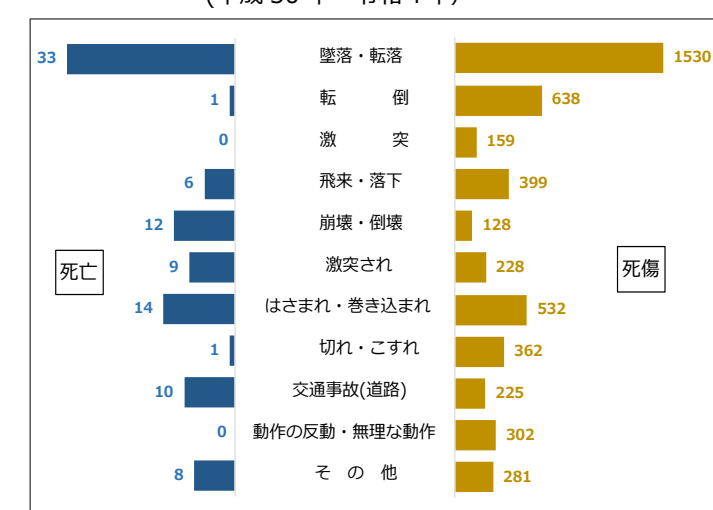
建設業における月別死傷者数の推移（平成30年～令和4年）



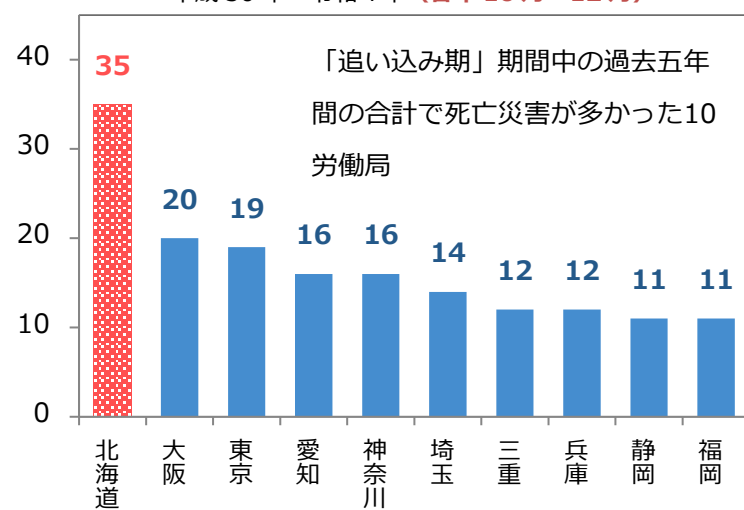
建設業における月別死亡災害発生状況（平成30年～令和4年）



建設業における事故の型別労働災害発生状況（平成30年～令和4年）



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況 平成30年～令和4年（各年10月～12月）

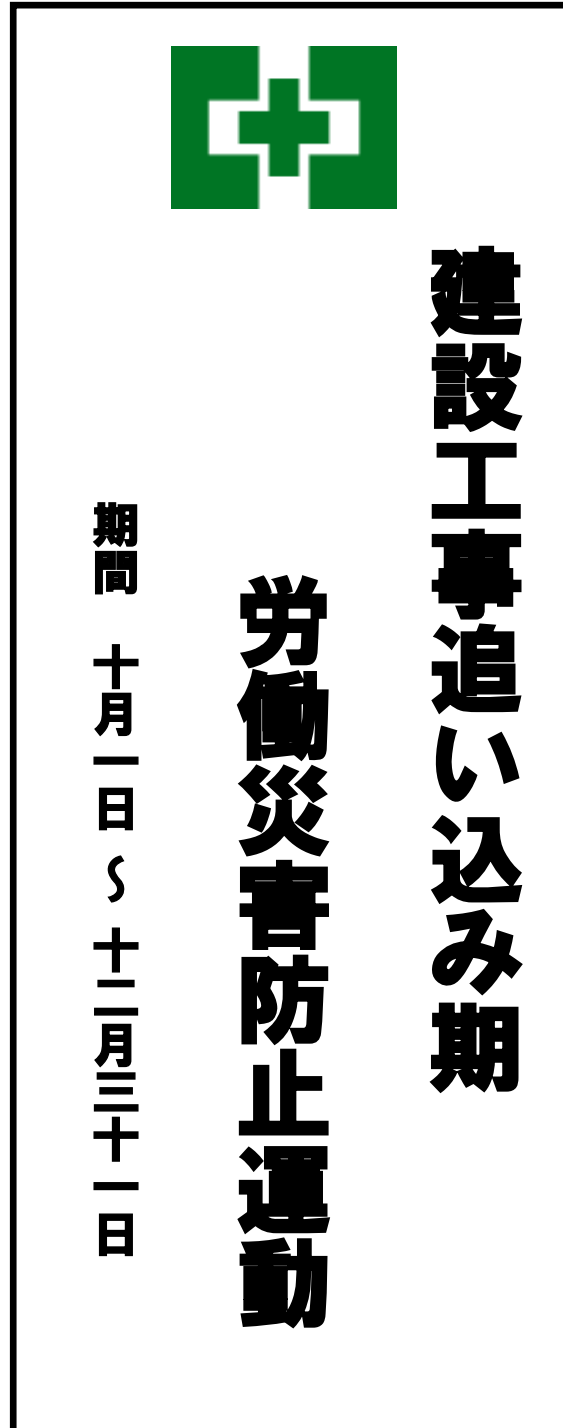


建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重点実施事項

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)



注 懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和5年10月1日～12月31日)

参考資料3

Safety First！ 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

記入例

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会社名	株式会社	〇〇〇〇建設
代表者	代表取締役	〇〇 〇〇
現場代理人		〇〇 〇〇

事業者の皆様へ

「懸垂幕(看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

1 懸垂幕(看板)

別添1の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕(又は看板等)(例)を参考にし、掲示又は設置してください。

2 安全宣言

(1)別添2の「安全宣言」には、建設店社(本社、支社等)では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。

(2)各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさを印刷して、工事現場内(安全掲示板等)、現場仮囲い等に掲示してください。

(3)色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

3 設置及び掲示期間は、令和5年10月1日～同年12月31日までとなります。

4 安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 衿(のと)
電話(代) 011-709-2311 内線 3551